

定期監査報告(第7号)

1. 監査の対象

福祉医療課、こども未来課

2. 監査の期日

令和5年2月27日(月)

令和5年2月28日(火)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【福祉医療課・社会福祉係】

清掃委託業務において、業務担当員並びに業務管理者や清掃員の名簿等の提出などの条項が契約書にない。また、仕様書等に記載されていない。

さらに、月報などの様式も定まっておらず、慣例的に業務が遂行されている。

今後、契約書並びに仕様書にあっては、現業務に必要なものとすべきであり、業務内容等を精査し契約書並びに仕様書を整理すべきである。

また、支払い業務にあっても何をどのように確認したかが判明できるものとすべきである。

・相談支援業務にあっては、当該業務の要項などに定められている人員が配置されているかどうかの確認行為がなされていない。

これらについては、仕様書等で様式を明示すべきものである。

また、この業務で発注者側が何を期待し、どんなデータが必要なのかを明示すべきである。

さらに契約書中にある不要な文言は削除すべきと考える。

【福祉医療課・ワクチン接種推進係】

新型コロナウイルスワクチン集団接種運営業務委託にあつては、仕様書等を実施状況報告書の様式をつけるべきと考える。

医師名報告書は仕様書等に記載がないが、提出されている。必要であるかないかの判断をし、必要であれば仕様書等で様式を定める。

コールセンター業務委託にあつては、契約書に担当員職員の通知項目があるものの、通知されていない。また契約書中に業務処理責任者の通知の記載がない。

全体的に、業務実施内容と契約書の条項に乖離があることから、契約書作成にあつては、業務内容を十分検討の上作成すること。

【こども未来課・こども支援係】

児童発達支援事業業務において、契約書の条項にあるものの、通知がなせれていなかったり、必要な条項が欠落している。

業務内容を十分精査した中で、契約条項が現業務に適合しているかを確認し、実施すべきである。

また、支払いを4回に分けて行っているものの、業務報告書等の様式が仕様書等に記載されていない。少なくとも支払うに値する業務の確認が必要である。